

学校いじめ防止基本方針

令和5年3月30日改定

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの未然防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（以下、委員会）

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭

(2) 拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員、御殿場警察署員

4 いじめ未然防止等のための対策

(1) 教務部

人権教育を中心とした教育が適切に実施されるように、教育課程の編成・改編に努める。

(2) 知性育成部

① 道徳教育の推進

道徳の授業と教育課程全般で、生徒一人一人が自分を大切にすると同時に他人を大切にしたいという思いを育てる。また、規範意識を高め、きまりを守ろうとする態度を育て、互いに尊重し合う状況を作る。

② 授業環境整備

授業の規律やマナーを設定し指導する。誰もが安心して学ぶことができる規律ある授業の指導を推進する。

③ タブレットの使用

「個人情報の扱い方」、「ネットの利用の仕方」、「トラブルへの対処法」など、情報モラルについての指導を徹底する。

(3) 感性育成部

子どもの自主的活動の場の設定

「いじめ撲滅運動」の実施(生徒会)

「いじめ撲滅の提言書」を生徒総会で音読する。

(4) 心身育成部

① スクールカウンセラーや学校教育相談員と連携

いじめに関する情報を得た時点で生徒指導主事や学年部との連携をとり、情報収集にあたる。

② P T A と連携

登校指導とあいさつ運動を実施し、生徒の様子について情報収集する。

③ 丁寧な言葉づかいの推進

丁寧な言葉づかいを推進し、適切な表現力が身につくよう指導することで、生徒間の適切なコミュニケーションが育まれるようにする。

(5) 研修部

Q-U (楽しい学校生活をお送るためのアンケート) を年2回実施し、情報を基に指導する。

(6) 広報部

P T A 理事会では、各学年主任が学年の状況を報告する。また、質問時間を設ける。

5 いじめに関する教職員の研修

(1) 校内研修

- ・ 4月に心身の健康面において配慮が必要な生徒に関する情報交換を行う。
- ・ 5月に生徒理解の研修を行う。
- ・ 月に1度生徒指導委員会（いじめに重点を置いた主任会）を行い、情報交換を行う。校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭が出席する。

(2) 校外研修

- ・ 市が開催する「不登校等研修会」に生徒指導主事が参加する。
- ・ 校外研修内容を伝達し、職員間で共有する。

6 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケートの実施

- ・ 年に12回実施する。（毎月月末に実施）
- ・ 実施後集計し、集計結果を基に生徒指導委員会にて、対策を検討する。
- ・ 資料は5年間保管する。

(2) 担任による教育相談の実施

- ・ 年間2回実施。（前後期それぞれ実施する）

(3) 学校教育相談員による教育相談の実施

- ・ 心の相談室にて相談を実施する。

(4) スクールカウンセラーによるカウンセリング

- ・ 心の相談室にて相談を実施する。

7 いじめに対する措置

(1) いじめは犯罪行為である。いじめが確認できたときは、警察への通報も視野に入れて対応する。

(2) いじめの情報を把握した場合、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事に報告し、直ちに対応する。

(3) 校長が必要と認めた場合、委員会を開き、対応する。

(4) いじめが確認された場合は、生徒指導主事または学年主任が管理職と連携をとりながら対応の指揮を取り、関係する教員とで事実確認、調査を行う。

いじめを受けた生徒への処置

① いじめの内容を、いじめを受けた保護者に直ちに報告する。

② いじめを受けた生徒の保護者と対応の方向性を協議し、今後の対応の見通しや、指導方針を決定する。

③ 委員会構成員の他にも、スクールカウンセラー、学校教育相談員とも連携をして、いじめを受けた生徒への心のケアを行う。

④ 身の危険の排除などの安全を最優先した対応に努める。

いじめた生徒への処置

- ①いじめた生徒に事実確認をする。
- ② 聞き取った事実はいじめを受けた保護者に報告し、いじめた生徒、いじめた生徒の保護者に対して指導する。
- ③ いじめが明らかにも関わらず、事実を認めないなどがあり、いじめを受けた生徒の身の危険が予想される場合は、緊急措置として、管理職の判断で一時的な出席停止措置をする場合がある。その後、委員会を設置し、対応を協議する。

8 重大事態への対処

(1) 定義

いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

(2) 調査

- ・ 重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
- ・ 調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委の指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
- ・ 調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果を、いじめを受けた生徒およびその保護者に提供することを基本とする。

(3) 各対応

- a 市教委との連携
市教委に直ちに報告し、対応を協議する。
- b 教職員対応
臨時職員会議を実施し、対応を協議する。
- c 生徒対応
 - ・ いじめた生徒の出席停止措置
 - ・ カウンセリングを実施する
(スクールカウンセラー、学校教育相談員、養護教諭等)
- d 保護者対応
 - ・ P T A会長、P T A副会長、校長、教頭、主幹教諭、P T A担当教諭で保護者へ対応を協議する。
 - ・ カウンセリングを実施する
(スクールカウンセラー、学校教育相談員、養護教諭等)
- e 警察への対応
市教委と連携し警察に報告する。
- f 報道機関への対応
市教委と連携し、対応することを基本とする。